

青 色 申 告 会 規 約

制定、平成 5年 7月 22日
改定、平成 21年 3月 30日
改定、平成 21年 6月 26日

(目 的)

第1条 この会は、会員の青色申告に必要な税務、経理の研修を行い、自らの経営の把握と分析により経営並びに技術改善をすすめ、併せて会員相互の連携と親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会はJ A松本ハイランド青色申告会（以下「会」という。）という。

(事 務 所)

第3条 この会の事務所は松本ハイランド農業協同組合（以下「当組合」という。）本所におく。

(会 員)

第4条 この会の会員は当組合の組合員で、青色申告を行い、この会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事 業)

第5条 この会は目的達成のため次の事業を行う。

- 1 青色申告に必要な税務、経理等の研修
- 2 資料、情報の収集および提供に関する事項
- 3 その他目的達成のために必要な事項

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名（内1名は会計を兼ねる。）
- 3 委員 若干名
- 4 監事 1名

② 役員は総会において選任し任期は2ヵ年とする。但し再選は妨げない。

(任 務)

第7条 この会の役員の任務は次の通りとする。

- ② 会長はこの会を代表し、一切の事項を統括する。
- ③ 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- ④ 会計は会計に関する一切の責に任ずる。
- ⑤ 監事は、会務及び会計を監査する。

(会 議)

第8条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- ② 総会は年1回、役員会は必要に応じて開催し、会長が招集する。
- ③ 総会は代議員制をとることができる。代議員は支部役員とする。

(総会の議決事項)

第9条 総会の議決事項は次の通りとする。

- 1 毎事業年度の事業計画並びに事業報告に関すること
- 2 会計及び財産に関すること
- 3 経費の負担、徴収に関すること
- 4 役員選任に関すること
- 5 その他役員会で必要と認めた事項

(事 務 局)

第10条 この会の事務局は営農部営農企画課におく。

(経 費)

第11条 この会の経費は会費その他をもってあてる。

(事 業 年 度)

第12条 この会の年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

附 則

この規約は、平成5年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年3月30日から改正施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月26日から改正施行する。